

○鳥取県住民基本台帳法施行条例

平成 14 年 7 月 9 日
鳥取県条例第 42 号

鳥取県住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

鳥取県住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報を利用することができる事務)

第 2 条 法第 30 条の 15 第 1 項第 2 号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)による同法第 4 条第 1 項の免許に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)による同法第 19 条第 1 項の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号)による同法第 4 条第 1 項の登録、同法第 13 条第 1 項の書替交付、同法第 16 条の 2 の届出又は同法第 22 条の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)による同法第 16 条第 1 項の免許又は家畜改良増殖法施行令(昭和 25 年政令第 269 号)による同令第 9 条の書換交付若しくは同令第 10 条の再交付に関する事務であって規則で定めるもの
- (5) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)による同法第 32 条の登録又は同法第 32 条の 7 第 1 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (6) 土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 3 条各号のいずれかに該当するものに関する事業(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 69 条の規定によりみなされるものを含む。)の用に供するための土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
- (7) 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)による同法第 3 条の登録又は同法第 9 条第 1 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (8) 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)による浄化槽管理者に対する指導及び助言に関する事務であって規則で定めるもの
- (9) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)による同法第 2 条第 1 項の交付又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成 7 年政令第 26 号)による同令第 3 条第 1 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (10) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による同法第 69 条の 2 第 1 項の登録又は同法第 69 条の 4 の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)による同令第 9 条第 2 号又は同令第 10 条の 3 第 2 号の指定に関する事務であって規則で定めるもの
- (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の施行のための規則による事務であって規則で定めるもの
- (13) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正 12 年鳥取県令第 55 号)による同条例第 7 条ノ 3 の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- (14) 鳥取県屋外広告物条例(昭和 37 年鳥取県条例第 31 号)による同条例第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の登録又は同条例第 10 条の 6 第 1 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (15) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和 42 年鳥取県条例第 24 号)による同条例第

12条の許可に関する事務であって規則で定めるもの

- (16) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和45年鳥取県条例第12号)による同条例第4条第1項の承認、同条例第14条の2第1項の脱退一時金の給付、同条例第18条第3項(第2号の場合に限る。)の届出又は同条例第4項の現況の報告に関する事務であって規則で定めるもの
- (17) 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第5号)による同条例第15条の資金の貸付けその他の援助に関する事務であって規則で定めるもの
- (18) 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)による同条例第12条の4第1項若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。)別表第1の1の項から4の項までに掲げる事務

(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)

第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

- (1) 監査委員 地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の5の項から7の項までに掲げる事務

(他の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第4条 法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該提供を受ける執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(本人確認情報の開示に係る費用負担)

第5条 法第30条の32第2項本文の規定により本人確認情報の開示を受ける者は、書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第37条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)とする。

- 2 審議会は、法第30条の40第2項に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

附 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

附 則(平成16年条例第43号)

この条例は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成16年10月15日)

附 則(平成18年条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 28 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 58 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 68 号)
この条例は、平成 19 年 10 月 20 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 12 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 57 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 9 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 67 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 29 号)
この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 64 号)
この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(今回改正)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、規則で定める日から施行する。

